

デリバティブの定義と原則処理

Shvedkov Ruslan

松本 康一郎

序

実務におけるデリバティブ取引の普及に対して、それらの会計処理を定める会計基準が最近まで先進国においても存在していなかった。その結果、デリバティブ取引を行っていた企業の大部分は、それらの取引から発生していた債権債務を決済時点まで会計上認識していなかった。したがって、財務諸表利用者はデリバティブ取引から発生した経済事実を適時に理解することが不可能であり、その財務諸表が真実かつ公正な概観を提供するという役割を十分に果たせなくなってきた。

1998-99年にわたって、米国のFASB、国際会計基準委員会（IASB）および企業会計審議会は、デリバティブに関する会計基準を公表してきた。これらの新しい基準は、デリバティブの時価評価および評価差額の当期損益処理を原則処理として導入し、デリバティブの会計処理を抜本的に改革させた。日常の取引から発生するリスクを、デリバティブによってヘッジ（回避）する場合のデリバティブ損益の繰延を認めているヘッジ会計については、かなりきびしい条件が設けられた。

デリバティブの会計処理に関する現在の議論は、ヘッジ会計（振当処理および金利スワップの特例を含む）の要件と手法を中心としている。大部分の企業において、デリバティブを締結する目的はヘッジであるから、ヘッジ会計の重要性は否定できない。ただし、トレーディング目的でデリバティブを取得した

場合、あるいは目的がヘッジであってもヘッジ会計の要件が満たされなかった場合の会計処理の実務問題はあまり議論されていない。つまり、デリバティブの範囲や原則処理が必ずしも明確ではない。

本稿では、FASB、IASB、企業会計審議会から出された会計基準（以下に「分析対象基準」という）におけるデリバティブの範囲と原則処理の問題を検討したい。

分析対象基準とは、日本では企業会計審議会によって1999年1月22日に公表された「金融商品に係る会計基準」（以下に「金融商品基準」という）、米国ではFASBによるSFAS133「デリバティブとヘッジ会計」（Statement of Financial Accounting Standards No. 133 “Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities”，公表1998年6月，最終改正2000年9月，以下に「SFAS133」という）、IASBでは1998年に公表されたIAS39「金融商品：認識と測定」（International Accounting Standard No. 39 “Financial Instruments: Recognition and Measurement”，以下に「IAS39」という）である。

これらの基準の解釈としては、日本の場合は日本公認会計士協会から「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」（公表2000年1月31日，改正2001年5月，以下に「金融商品指針」という）、米国の場合はDerivatives Implementation Groupから公表されたQ&A（以下に「DIG Q&A」という）、IASBの場合はIAS Implementation Guidance Committeeから公表されたIAS39 Implementation Guidance: Questions and Answers（以下に「IAS39 Q&A」という）がある。

将来に向けて国際的基準として、日本を含む13カ国の代表者が参加したジョイント・ワーキング・グループ（JWG）によって2000年12月に公表された「金融商品と類似項目に関する基準案」（“Financial Instruments and Similar Items”，以下に「JWG 基準案」という）が金融商品の全面的な時価評価を提案しているものとして注目される¹⁾。

1) DIG Q&A は <http://www.fasb.org/tech/index.html>、IAS39 Q&A および JWG 基準案は <http://www.iasb.org.uk/> から2002.02.28ダウンロードされたもの。

第1節 デリバティブの範囲

(一) デリバティブの一般的定義

一般的にデリバティブとは、自己の独立した価値がなく、ある基礎数値（為替レート、株価、物価等）の変動によってその価値が派生的に変動する金融商品である。デリバティブは「金融派生商品」や「新金融商品」とも呼ばれる。基礎数値は測定容易なものでなければならないため、主に金融数値が使用されるが、最近では天候等の数値に基づいたデリバティブも売買されている。

デリバティブの主な種類は先物、先渡、オプションおよびスワップであるが、二つ以上の種類を結合した複合デリバティブ（スワップション等）やデリバティブと現物取引を結合した複合金融商品（転換社債等）もある。

先物 (futures) とは、特定の商品（現物）を予め決められた受渡日に、予め決められた価格で売買する契約のうち、取引所で上場されているものである。一般的に現物の引渡をせずに、受渡日における現物価格と約定価格との差額の支払によって決済される（差金決済制度）。

先渡 (forward) とは、先物と似たものであるが、取引所以外で行なわれ、取引の当事者双方はすべての条件を自分で決めることになる。一般的に現物の引渡によって決済される。

オプション (option) とは、将来のある時点で、ある商品を予め決められた価格で購入する権利（コール・オプション）または売る権利（プット・オプション）である。将来において、有利であれば権利を行使し、不利であれば行使しないことになる。オプションを買った側にとっては、将来における権利行使の有無に拘らず損失が発生しないため、オプションの締結の際にオプションを売った側にオプション料を払わなければならない。

スワップ (swap) とは、二者間で、債権債務にかかわる異なる通貨や金利によるキャッシュ・フローを交換することを約定した契約である。ただし、法律上の債権債務それ自体の交換は行われぬ。

基礎数値によってデリバティブを分類すると、債券・株式の価格を基礎とす

るものは「証券デリバティブ」、為替レートに基づくものは「通貨デリバティブ」、金利に基づくものは「金利デリバティブ」、商品価格が基礎数値であるものを「商品デリバティブ」という。通貨先渡しには「為替予約」という呼びかたがあるが、為替予約が通貨先物を指しているという誤解が普及されているので、ここでは「為替予約」という表現を使わない²⁾。

(二) 分析対象基準におけるデリバティブの定義

SFAS133 para.6にある定義によると、次の条件に該当する契約をデリバティブとする。

1. 一つ以上の基礎数値 (underlyings) および一つ以上の想定元本 (notional amounts) あるいは支払条件 (payment provisions) を持つこと (基礎変数の変動と想定元本あるいは支払条件との関係に基づいて決済有無および決済金額が決定される)。
2. 当初純投資すべき価額がないあるいは市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べて当初純投資すべき価額が少ない。
3. 差金決済 (net settlement) を要求あるいは容認され、契約外の手段で差金決済容易にできるか、あるいは資産の引渡を定めていてもその受取人が差金決済と実際的に異なる状態にある。

IAS39 para.10では、次の特徴をもつ金融商品がデリバティブとされる。

1. 利率、有価証券価格、商品物価、為替レート、消費者物価指数、信用格付けなどの基礎数値 (underlying variable) の変動によって価値を得る。
2. 当初純投資すべき価額がないあるいは市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べて当初純投資すべき価額が少ない。
3. 決済が将来の時点にされる。

「金融商品基準」は、「先物取引、先渡し取引、オプション取引、スワッ

2) 「為替予約」の法律上の定義は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条11項1号におかれている。

ブ取引及びこれらに類似する取引」をデリバティブとして定義している³⁾。類似する取引は何を意味するのかについて、「金融商品指針」の6項は次の判断基準を示している。

1. その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付け・信用指数、または類似する変数（これらは基礎数値と呼ばれる）の変化に反応して変化する①基礎数値を有し、かつ、②想定元本か固定もしくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有すること。
2. 当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としないこと。
3. その契約条項により純額（差金）決済を要求もしくは容認し、契約外の手段で純額決済容易にでき、又は資産の引渡を定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置くこと。

ただし、この三条件の定義に該当しても、明らかに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引に類似する取引でない場合には、デリバティブとみなされない。

（三）デリバティブ定義の適用

分析対象基準においては、いずれも次の三つの要件に該当するものがデリバティブとされる。

1. 基礎数値の変化によってその価格が変化するもの。
2. 締結の際に純投資すべき金額がないあるいは少ないもの。
3. SFAS133 および「金融商品指針」においては、差金決済が可能なもの（ここでは差金決済の可能性は、契約上の差金決済を認める条項の存在を意味するだけでなく、別の相手との取引によって実質的に差金決済の効果が発生する場合も含んでいる）。IAS39においては、決済が将来の時点に

3) 「金融商品基準」, 第一・一。

されるもの。

この包括的定義の実務上の適用を考えてみると、先物取引は、何らかの基礎数値があれば（通貨先物－為替レート，金利先物－利子率，商品先物－商品価格等），締結の際に投資すべき金額が必要なく，差金決済が認められている（金利先物，有価証券指数先物等の場合は要求されている）という点で，明らかにデリバティブの定義を満たしている。スワップも，基礎数値があり（通貨スワップ－為替レートおよび利子率，金利スワップ－利子率），締結の際に投資すべき金額が必要なく，差金決済が原則（通貨スワップの場合，当事者の間に差金決済を行わないこともあるが，外国為替市場における外貨売買によって実質的に差金決済の効果が発する）であるからデリバティブに該当する。オプションについても，オプション料が原資産の価格を著しく下回るから，締結の際に投資すべき金額が比較的少ないという解釈によってデリバティブとみなされる。

ただし，IAS39は決済が将来の時点にされるものをすべて含んでいるに対して，SFAS133および「金融商品指針」は，金決済の可能性を要件としている。言い換えれば，差金決済の可能性がないデリバティブ取引は，IAS39の定義に該当するのに対して，SFAS133および「金融商品指針」の定義には該当しない。この違いは重大なものと見られるが，後述する通り，差金決済の可能性がない取引は常に通常販売取引除外の対象となるし，IAS39においてはデリバティブの定義を満たしても時価評価しなくてよいものもあるから，実務上の違いはさほど大きくないと思われる。

（四）差金決済の可能性

SFAS133 para. 57 (c)によると，次のいずれかに該当すれば差金決済の可能性があると判断される。

- ① 契約において差金決済を認める条項が置かれている。
- ② 契約以外で差金決済を可能とする市場装置が存在する⁴⁾（この市場装置

4) “established market mechanism that facilitates net settlement outside the contract” (SFAS133, para.57 (c) (1)).

によって元の契約から発生したすべての債権債務を免じることができる場合に限り)。

- ③ 換金性の高い資産(活発な市場がある商品あるいは有価証券を意味する)の引渡を要求する。

要件②については、第三者との取引によって元契約の債権債務をすべて移転できるのかという判断が必要になる。DIG Q&A において、次の場合が検討された。

問題 A2 “Definition of a Derivative: Existence of a Market Mechanism That Facilitates Net Settlement” では、現物引渡を要求する商品先渡取引について、この商品を取り扱っているブローカーがあり、どの時点においても些少の手数料でこの商品を売買できる場合が検討される。DIG は、些少の手数料ですべての債権債務を移転することができるから、差金決済を可能とする市場装置が存在すると判断した。これに対して、ブローカーは商品の引受あるいは引渡の受託を受けるとき、元契約の債権債務の移転にならないため、差金決済を可能とする市場装置が存在しないと強調された⁵⁾。

問題 A15 “Definition of a Derivative: Effect of Offsetting Contracts on the Existence of a Market Mechanism That Facilitates Net Settlement” では、A社とB社の間に締結された現物引渡を要求する商品先渡取引について、B社は第三者であるC社と同じ商品に対して現物引渡を要求する商品先渡取引を締結した場合が検討される。この場合、B社は元契約から発生した債権債務をC社との契約によって実質的に相殺できるが、元の債権債務が免除されるものではない。例えば、C社に対する債権が貸倒れるとすれば、B社はやはりA社との契約を履行しなければならない。したがって、DIG は差金決済を可能とする市場装置が存在しないと判断した⁶⁾。

問題 A7 “Definition of a Derivative: Effect of Contractual Provisions on

5) DIG Q&A, Issue A2.

6) DIG Q&A, Issue A15.

the Existence of a Market Mechanism That Facilitates Net Settlement”では、現物引渡を要求する商品先渡取引から発生した債権債務の移転のために、相手の許可を必要とする契約について検討される。DIGは法律上の事項を考えるだけでなく、債権債務の移転に対する許可制の本質を考えるべきであると主張した。そして、相手からの許可が容易に得られるものなら、その許可制の存在自体は、差金決済を可能とする市場装置の存在を妨げないと結論した。逆に、相手からの許可が得られないと判断させる根拠があれば、差金決済を可能とする市場装置は存在しないことになる⁷⁾。

要件③については、引渡資産の換金性に関する判断が必要となる。原則として、活発な市場がある商品であれば、換金性が高いことになる。逆に、非公開の有価証券あるいは活発な市場のない商品であれば、原則として換金性が高いとはみなされない。この有価証券あるいは商品について小規模な市場があれば、引渡が必要となる資産の数量と市場の平均取引高との比較に基づいて判断しなければならぬ⁸⁾。

DIG Q&A 問題 A10 “Definition of a Derivative: Assets That Are Readily Convertible to Cash”では、活発な市場を経由するときに原資産の売買によって収支金額は、通常差金決済のときの収支金額を下回る場合に、換金性の高い資産であるか否かが検討される。DIGによれば、SFAS133 para.6 (c)にある「実質的に異なる状態」(*position not substantially different from net settlement*)の条件は、活発な市場を経由するときの収支金額と通常差金決済のときの収支金額が一致する必要はないことを意味している。換言すれば、換金性が高くないと判断するため、それぞれの収支金額が「著しく異なる」必要がある。「著しく異なる」とは、10%以上と解釈されている⁹⁾。

①から③までの要件を満たしているもので、差金決済の可能性がないものとしてデリバティブに該当しない取引の例としては、先渡取引、店頭オプション、

7) DIG Q&A, Issue A7.

8) SFAS133, 57 (c) (3).

9) DIG Q&A, Issue A10.

店頭スワップなどのうち、市場では日常取り扱われない商品あるいは非上場株式の引渡を要求する取引がある。例えば、製鉄所が約定した溶鉱炉の受取を要求する先渡取引は、デリバティブの定義に当てはまらない。逆に、国債の引渡を要求する先渡取引は、デリバティブの定義に該当する。オプションの場合、非上場株式オプションはデリバティブとされないのに対して、石油オプションはデリバティブとされる可能性がきわめて高い。

上記のごとく、かなり複雑な SFAS133 の判断基準に比べて、「金融商品指針」は、「資産の引渡を定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置くこと」について次の短い解釈しか提供していない。

「また、金融資産又は現物商品を受け渡す場合であっても、当該金融資産又は現物商品に活発な市場があるため当該市場から購入又は売却することにより引渡人及び受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置くものもある。」¹⁰⁾

このような「金融商品指針」の解釈は、問題 A15 などのように個別具体的ケースを示しておらず、明らかに不十分であり、将来に補助解釈をさらに公表することが必要になるとと思われる。ただし、「金融商品指針」におけるデリバティブの定義に関する解釈は、原則として米国の実務に基づいているので、DIG Q&A の内容をそのまま日本に取り入れる可能性が高いであろう。

(五) 通常売買取引の特別除外

上記の定義をすべての場合に厳密に適用すれば、他の会計基準および会計慣行との矛盾が発生するようになる。したがって、一定の取引については、デリバティブ定義のすべての要件を満たしても、デリバティブの範囲から除く必要がある。このような取引は定義除外になり、デリバティブ会計基準の適用を受けない（以下に「特別除外」という）¹¹⁾。

10) 「金融商品指針」, 218項。

11) ここでは、通常売買取引および自己資本デリバティブの特別除外を検討するが、デリバティブではなくてもデリバティブに定義に該当しうる保険契約、債務保証

この特別除外のうち、最も重要なのは通常売買取引の特別除外（normal purchases and sales exemption）である。通常売買取引とは、企業の通常業務において、原料の仕入価格や製品の売却価格を予め約定する取引であり、伝統的に通常売買契約として会計処理されてきた。通常売買契約に関して現物の引渡がなければ債権債務は一切認識されない会計慣行に基づいて、先渡取引の損益を現物の引渡まで繰り延べることが原則である。企業経営者はこの先渡取引を金融商品として使用する予定あるいは能力がないから、金融商品として会計処理を行う必要がないという考え方が一般的である。

企業はそのような資産あるいは負債を満期日まで保有し現物の引渡によって決済するつもりがないから時価評価しなくてよいという考え方が支配的であるが、通常売買取引であっても基礎数値の変動によって資産あるいは負債が発生する。企業がこれを満期日まで決済しないとしても、この契約を保有している企業と保有しない企業の財務状況は違っているから、このことを財務諸表に反映すべきではないかという反論もある。とくに締結時と引渡時との期間が一年を超える場合、通常売買取引除外を与える根拠があるとは言い難い。

この議論は、ある意味で満期保有目的債券の時価評価を要求すべきかという問題に類似している。JWG 基準案は満期保有目的債券については時価評価を必要とするのに対して、通常売買取引については従来通り除外している。このことは、理論的に首尾一貫した取扱とは言えない。

SFAS133 および IAS39 は、通常売買取引の特別除外の要件として、次の条件をすべて満たさなければならない¹²⁾。

- 商品の引渡を約定する取引である（通貨および有価証券の場合、この特別除外が用いられない）。
- この商品を企業の通常業務において使用する（例えば、パン屋は石油先渡

契約、退職給付債務・リース取引、特許権使用料等に対する特別除外もある。その他、保険契約の特徴ももっている天候（ウェザー）デリバティブについても特別除外が適用される場合もある。

12) IAS39, para.6,7,14; SFAS133, para. 10 (b) as amended by SFAS138.

を締結した場合、この特別除外が適用されない)。

- 差金決済が可能であっても、企業は差金決済する予定がなく、現物引渡による決済の見込みが当初から文書化されている（この条件は企業に対して実質的に会計処理の選択権を与える。書類作成の有無によって会計処理を選択することができる。ただし、それ以降選択された会計処理を変更できない¹³⁾）。
- 過去に、同様な契約の差金決済の歴史がない（SFAS133とIAS39において異なっている点として、SFAS133では差金決済の歴史が通常売買取引としての分類に対する疑いを起こすことに過ぎず、IAS39では差金決済の歴史が他の事象を問わず通常売買取引としての分類を不可能とする¹⁴⁾）。

SFAS133とIAS39の相違点として、SFAS133ではオプションに対する通常売買取引の特別除外を与えていないのに対して、IAS39ではオプションについても上記の要件を満たしている限り通常売買取引の特別除外の適用を認めている¹⁵⁾。この相違点の例として、石油会社が買った原油オプションは、SFAS133では通常売買取引として処理されないのに対して、IAS39では通常売買取引とみなされる。

ただし、このようなオプションは、SFAS133 para. 10 (e) (2) の別の除外に該当する場合もある。つまり、当事者がもっている換金性の高くない (not readily convertible to cash) 資産あるいは負債に基づいた非上場デリバティブであれば、SFAS133においてのみ除外対象になる。例えば、A石油会社は石油100トン以上を所有し、Bガソリン・スタンドに対する石油100トンのコール・オプションを売り出した場合、SFAS133 para. 10 (e) (2) の特別除外に該当するものとして、デリバティブから除外されるようになる。ただし、A石油会社はオプションの締結の際に少なくとも石油100トンを所有しない場合には、

13) DIG Q&A, Issue C12.

14) IAS39, para.6,7,14; IAS39 Q&A, answers 14-1,14-2,14-3.

15) DIG Q&A, Issue C10; IAS39 Q&A, answer 14-3.

SFAS133 para. 10 (e) (2) の特別除外に該当しない¹⁶⁾。

「金融商品指針」20項においても、「現物商品に係るデリバティブ取引」について、上場か非上場かを問わず「当初から現物を受け渡すことが明らかなもの」は除外されるが、その範囲が必ずしも明確にされていない。その条件としては、「取引の当初から文書化して当該取引部門の責任者の承認を受けていること」が必要とされているに過ぎない。「金融商品指針」は、同様な契約の差金決済の歴史がないことあるいは原資産を企業の通常業務において使用することを、通常売買取引の特別除外の要件としていない。オプションに対する適用の有無に関して、「金融商品指針」は明確に言及していないが、「当初から現物を受け渡すことが明らかな」オプションについては、通常売買取引の特別除外の対象にすることが可能であると思われる¹⁷⁾。

上記の通り、差金決済の不可能な取引はSFAS133 および「金融商品基準」の範囲から除かれているが、IAS39 では範囲に含まれている。それらのうち、通貨・金利デリバティブはいつでも差金決済を意味するので、範囲上の違いは発生しない。商品デリバティブは差金決済の可能性がなければ通常売買取引の特別除外の対象になるから、商品オプションを除いて範囲上の違いもない。範囲上の違いが発生しうるのは、差金決済の不可能な証券デリバティブである。つまり、非上場株式に関する先渡あるいはオプション等は、IAS39 の範囲に当たるのに対して、SFAS133 および「金融商品基準」ではデリバティブの対象外である。

六) 自己資本デリバティブの特別除外

自己株式の引渡を条件としているデリバティブ(自己資本デリバティブ)は、負債と違って、資産の引渡によって決済されるものでなく、自己株式の引渡によって決済される。その代表的な例は、新株引受権、自己株式オプション等

16) SFAS133, para 10 (e) (2); DIG Q&A, Issue C5 "Scope Exceptions: Exception Related to a Nonfinancial Asset of One of the Parties".

17) 「金融商品指針」、7 項、20項。

ある。この自己資本デリバティブは、当該株式を発行した企業の資産・負債でなく、資本の一部であるという考えが一般的になってきた。したがって、自己資本デリバティブを発行した企業にとっては資本取引であり、損益計算書に反映されない（自己資本デリバティブを取得した相手は、これを資産・負債として計上すべきである）。

分析対象基準は、金融資産あるいは金融負債を対象とすることから、資本として分類された項目を取り扱っていない¹⁸⁾。SFAS133 および IAS39 は、このような除外にとどまらないで、資本項目をその適用範囲から直接に除外している¹⁹⁾。FASB および IASC の基準では、自己資本デリバティブは資本項目として時価評価されずに開示され、その行使または期限満了による損益が損益計算書に表示されない。

「金融商品基準」は、SFAS133 および IAS39 と違って、自己資本デリバティブについてそれを発行した企業の負債であると考えている²⁰⁾。この理由としては、「新株引受権が行使された場合、当該対価は株式発行の対価としての性格が認められることになるから資本準備金に振り替えられることとなるが、権利行使の有無が確定するまでの間は、その性格が確定しないことから仮勘定として負債の部に計上される」ということが挙げられる²¹⁾。言い換えれば、資本の性質を否定してはいないが、確定しない限り未収収益として負債に計上するという考えである。

「金融商品基準」および「金融商品指針」では特定の指摘がないが、負債であるデリバティブは「金融商品基準」第三・4によって時価評価しなければならない。企業会計審議会はこの効果を目指していたとは思われないが、「金融商品基準」を文字通り適用すれば、資本項目を時価評価することになるであろう。

18) 「金融商品基準」, 第一・一; SFAS133, para. 3 (a), 285-287; IAS39, para. 1 (e), 8.

19) SFAS133, para. 11 (a); IAS39, para. 1 (e).

20) 「金融商品基準」, 第六・一・1・(1)。

21) 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」, III・7・1。

(七) 時価評価の範囲

(I) SFAS133とIAS39の比較

SFAS133では、すべてのデリバティブの公正価値が合理的に算定されることを前提としている。この考え方は、時価の算定が差金決済の欠くべからざる条件であることに基づいている。換言すれば、時価が算定できないと差金決済の相手を見つけられないことを意味している。差金決済の可能性がない取引（時価を算定できる場合を含む）はSFAS133の適用を受けない。SFAS133の規定によってデリバティブとして分類された取引については、その時価評価を避ける余地がないと言える²²⁾。

IAS39は、デリバティブの時価算定を前提とし、原則として、デリバティブの時価で計上しなければならない。ただし、非上場株式等の引渡を要求するデリバティブは、例外として、時価が合理的に算定できない場合に限り、取得原価で計上することも認められている²³⁾。

このように時価評価の必要性に対するアプローチが明らかに違っており、IAS39とSFAS133のデリバティブ定義も異なっているが、実務上の違いは結果的にさほど大きくない。通貨・金利デリバティブは、その本質からいつでも差金決済ができるもので、時価が合理的に算定できる場合がほとんどであるから、IAS39とSFAS133においては時価評価されるようになる。証券デリバティブのうち、時価が合理的に算定できないものは一般的に非上場株式を基礎数値とするデリバティブに限られる。非上場株式デリバティブは、IAS39では時価評価しなくてよいし、SFAS133では換金性の高い非上場株式の引渡を約定する取引は差金決済ができないのでデリバティブの定義に該当しない。したがって、証券デリバティブの場合も、IAS39とSFAS133の適用結果がほぼ同じとなる。

商品デリバティブの大部分は通常売買取引の特別除外に該当し、IAS39

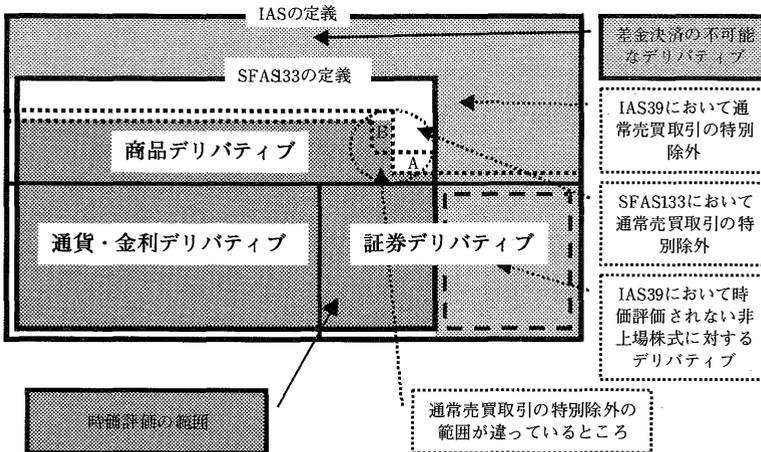
22) SFAS133, para. 318.

23) IAS39, para. 70.

と SFAS133 の適用を受けない。ただし、次の点が著しく異なる。

- SFAS133 は、IAS39 と違って、オプションを通常売買取引とみなしていない（下図 A 領域）。
- SFAS133 は、IAS39 と違って、当事者一方がもっている換金性の高くない資産あるいは負債に基づいた非上場デリバティブを除外している（SFAS133 para. 10 (e) (2) の特別除外）（下図 B 領域）。

上述のことをまとめると、IAS39 と SFAS133 の時価評価の範囲を次の図によって示すことができる（クレジットおよびウェザー・デリバティブは省略）。



IAS39 と SFAS133 の適用範囲は上記の 2 つの相違点を除いてほぼ同じであるとみられるが、実務上さらに相違点がでてこないとは限らない。IAS39 と SFAS133 は明らかに違っているアプローチを採用している理由は明らかでないが、時価評価の必要性について、IAS39 では時価が合理的に算定できるか否かという主観的要件を重視しているのに対して、SFAS133 では差金決済が容易にできるか否かという客観的要件を重視している。どち

らのアプローチがよいと簡単に答えられるものではないが、継続性の原則に鑑みると差金決済の可能性の有無によって会計処理の異なることが妥当でないかもしれない。例えば、あるデリバティブに対する差金決済の可能性が表れたり消えたりするとすれば、時価評価を開始・中断することになり、継続性が害されるであろう。あるいは、同条件の豆と麦の引渡を約定した2つのデリバティブのうち、豆の場合には差金決済の可能性があり、麦には存在しない場合、豆デリバティブのみ時価評価するのであれば継続性がやはり害されることになる。したがって、IAS39の論拠の方がSFAS133より明確であるかもしれない。

(II) 「金融商品指針」の考え方

「金融商品指針」では、SFAS133と同様に差金決済の可能な取引だけをデリバティブとみなすことが定められているが、差金決済の可能性は時価評価の可能性を意味するとまで結論づけてはいない。つまり、「取引慣行が成熟していないため内容が定まっていない一部のクレジット・デリバティブ、ウェザー・デリバティブ等で公正な評価額を算定することがきわめて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって貸借対照表価額とする」と規定されている²⁴⁾。

この時価評価からの「時価のないデリバティブ」の例外によって、経営者にとって「取引慣行が成熟していない」ことを理由にして店頭デリバティブに対する時価評価を避けることは、さほど難しくないであろう。

「金融商品指針」では、SFAS133およびIAS39と比べて、時価評価の要求を緩やかに適用されることが明らかに可能である。さらに、「取引慣行が成熟していない」ものとは何を意味しているのかという解釈が必要になるであろう。

24) 「金融商品指針」, 104項。

第2節 デリバティブの原則処理

(一) 合理的な時価評価

(I) 原則処理

分析対象基準はいずれも、デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務について時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を原則として当期損益として処理することを要求している²⁵⁾。これはいわゆる「原則処理」と呼ばれている。「原則」という意味はヘッジ会計の例外が存在していることを意味する。

企業に対してデリバティブの時価評価を義務づけることは、難しいことではない。ただし、企業はこの要求にどうすれば対応できるのかはきわめて重要な問題である。デリバティブの時価とは、監査でチェックでき、かつ、会計情報の利用者によって信頼されるものでなければならない。

デリバティブの相場が取引所あるいは市場開催者によって公表されている場合、評価上の問題は原則として発生しない。問題が起こる場合は、非上場デリバティブの時価評価である。

ここでは、デリバティブの評価に際して一般的に利用されている数理的評価モデルを取り上げる。

(II) 先物・先渡の評価

デリバティブ評価は、きわめて主観的で、将来の見通しに強い関係があるため、確実に算定できないという意見がある。しかし実際には、デリバティブの公正価値は将来の出来事にはあまり関係ない。現在の事情に基づいてデリバティブを評価することが基本である²⁶⁾。

その論拠は、裁定業者の存在である。現物と先物市場は全く別々のもので

25) 「金融商品基準」、第三・四；SFAS133, para. 17,18; IAS39, para. 69, 93, 103 (a)。

26) デリバティブの評価については、John C.Hull “Introduction to Futures and Options Markets” 3rd Ed. Prentice Hall 1998を参照されたい。

はなく、引渡時期だけが異なっている。例えば、ある資産の先物価格が現在価格を大きく上回っていると、裁定業者は資金を借りてこの資産を現物市場で買うと同時に先物市場で売る契約を結ぶことによってリスクなしで利益をあげることができる。もちろん、いずれの市場であってもリスクを取らずに利益を得たい人が大勢いるため、裁定機会が著しく存在するものではない。したがって、デリバティブ評価モデルは裁定機会が存在しないことを前提としている。

裁定機会が存在しなければ、現物と先物市場との関係を数学的に表すことができる。現物価格と数学的關係が与件であれば、先物価格を求めることができる。

この例として、株式先物の評価モデルを検討する。

$F = S(1+r)^T$ 、 F - 先物株式価格、 S - 現物株価、 r - 市場利子率、 t - 満期日までの期間²⁷⁾

この関係は裁定取引によって保たれている。例えば、 $F > S(1+r)^T$ であれば、資金を借りて株式を現物市場で買うと同時に先物市場で売る契約を結ぶことによってリスクを負わずに利益をあげる裁定機会がある。逆に、 $F < S(1+r)^T$ であれば、株式を空売りして受取った資金を貸すと同時に先物市場で買う契約を結ぶことによって裁定利益をあげることができる。

国債先物や通貨先物の評価モデルも同様である。ただし、商品先物（石油等）については、空売り制度がなく、 $F < S(1+r)^T$ の場合において裁定機会を実務上で利用し難いため、 F と S の関係は厳密に保たれていない場合もある。先渡は、本質的に先物と同様な取引であるから、評価においても同じ考え方を適用することができる²⁸⁾。

27) 厳密に言えば、連続複利の概念を用いて、 $F = Se^{rT}$ 、 $e = 2.718282$ （定数）。

28) 三和銀行デリバティブズ営業部『デリバティブズ取引と統合リスク管理（第二版）』、金融財政事情研究会、1997年、202-205頁を参照。

(Ⅲ) スワップ評価

スワップの評価手法を上記の方法の拡大として考えることができる。スワップを一連の先渡しとみなすと、各先渡しの公正価値を求めてその合計額はスワップの時価となる。以下において、金利スワップの時価算定手続を取り上げる。

金利スワップとは変動金利キャッシュ・フローと固定金利キャッシュ・フローの交換を意味しているため、公正価値を算定するにはそれぞれのキャッシュ・フローのNPV（正味現在価値）を比較しなければならない。

例えば、残存期間1.5年間の金利スワップ（2%受取、6ヵ月平均TIBOR 支払29、想定元金百万円）を時価評価する。現在のTIBORは6ヵ月-1.5%、1年間-1.6%、1年半-1.7%であると仮定する。

この場合、6ヵ月後のキャッシュ・フローは、¥10,000受取（=1,000,000 * 2% / 2）と¥7,500支払（=1,000,000 * 1.5% / 2）からなり、純額¥2,500を受け取ることになる。これを1.5%で割り引くと¥2,481の現在価値が求められる。

1年後のキャッシュ・フローについて、¥10,000受取は従来通りであるが、支払キャッシュ・フローはまだ確定していない。ただし、今の時点においては、1.6%で1年間の資金を借りて6ヵ月で金融市場に1.5%で貸すことによって、6ヵ月以降1年未満の期間にわたって支払利息を確保することができる。一年間にわたって1.6%利息を払うことは、6ヵ月以内に1.5%、6ヵ月以降1年未満の期間には1.7%利息を払うことと同じである（両方のNPVが一致しているから）³⁰⁾。この1.7%を「理論先渡し金利」(implied forward rate)という。裁定機会が存在しないとの前提から、スワップのキャッシュ・

29) TIBOR (Tokyo InterBank Offered Rate) とは、東京の銀行間で行われる資金取引で用いられる貸出金利の平均で、金利デリバティブの基礎数値の一つ。

30) $(0.016/2)/(1+0.015/2) + (0.016/2)/(1+0.016/2)^2 = (0.015/2)/(1+0.015/2) + (x/2)/(1+0.016/2)^2$ という数式を解くと、 $x = 0.017$ である。

フローの計算に当たって理論先渡金利によって未確定の変動キャッシュ・フローを決定することが合理的である。したがって、1年後の支払を¥8,500(=1,000,000*1.7%/2)と考えると、純額¥1,500を1.6%で割り引くと¥1,476になる。

この評価方法は、一年後に支払うべき金額が¥8,500と予測されるという意味を全くもっていない。この意味は、今の時点で1.7%以外の利子率を使用すると裁定機会がありうることを指しているにすぎない。

1年半後のキャッシュ・フローは、¥10,000受取と¥9,500支払(=1,000,000*1.9%/2)からなり³¹⁾、その純額¥500を1.7%で割り引くと¥487になる。それらのキャッシュ・フローの現在価値合計額は¥4,444であり、これがスワップ全体の現在価値である。

通貨スワップや商品スワップも同様の考え方に基づいて評価することができる。

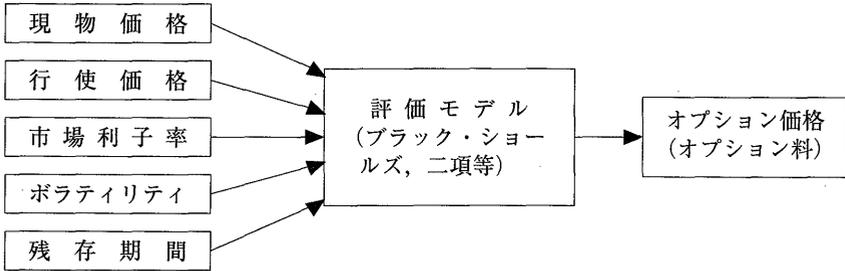
(Ⅳ) オプション評価

オプションは、それが行使されるかどうかを予測できないため、裁定取引によってリスクを負わずに利益をあげることが原則として不可能である。オプション価格は、先物、先渡およびスワップの価格と違って、裁定業者の存在によって保たれていない。

したがって、オプションの評価モデルは確率論および正規分布に基づいている。このモデルにはいくつかあるが、一般的に使用されているものは、ブラック・ショールズ・モデル(Black-Scholes Model)と2項価格モデル(Binomial model)である。このモデルは数学的に複雑なものであるので、その数式等はここでは省略されている。

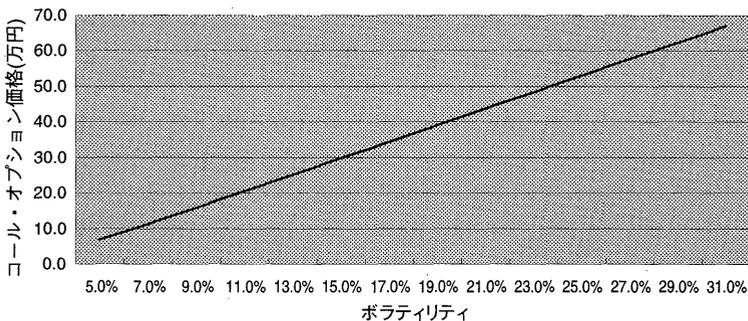
このモデルの基本的な考え方は次の通りである。

31) $(0.017/2)/(1+0.015/2) + (0.017/2)/(1+0.016/2)^2 + (0.017/2)/(1+0.017/2)^3$
 $= (0.016/2)/(1+0.015/2) + (0.016/2)/(1+0.016/2)^2 + (x/2)/(1+0.017/2)^3$
 という数式を解くと、 $x=0.01902$ である。



このモデルに使われる変数のうち、現物価格、行使価格、市場利子率および残存期間は一般的に知られているが、基礎数値の変動幅を表しているボラティリティが最も測定し難いものである。ボラティリティは一般的に過去のデータから見積もられるが、過去のボラティリティと将来のボラティリティが一致するわけではない。

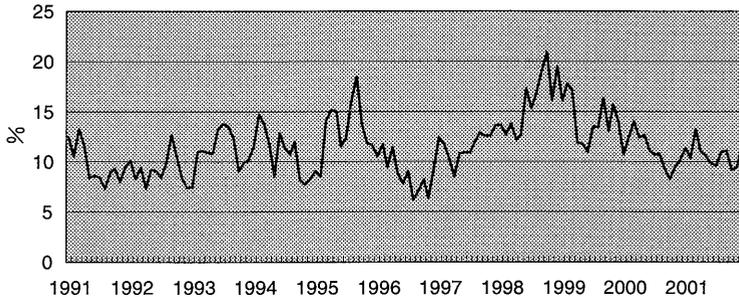
簡単な例として、ブラック・ショールズ・モデルによるオプション価格とボラティリティとの関係をグラフで表すと（米ドルコール・オプション、額面 \$ 50,000、現在為替レート ¥120、行使価格 ¥120、日本利子率 -0.5%、米国利子率 -2.5%）、以下の表となる。



以上のグラフから、ボラティリティの計算において2-3%の誤りでも、正しいオプション価格が算定されないことがあり得る。デリバティブの市場では、基礎数値のボラティリティは10-20%の範囲に急激に変更することが

珍しくない。例えば、日本銀行の統計によると、1991-2000年にわたって1カ月の円ドル・オプションのボラティリティは6.2%-20.9%の範囲にあった³²⁾。

1カ月円・ドル・オプションのボラティリティ



(V) 数理的評価モデルと時価評価の信頼性

上述のことから、先渡、先物およびスワップの場合、数理的モデルから求められた価格は、裁定業者の存在によって実際に保たれている。したがって、基礎数値だけが与件であれば、時価を合理的に算定できるといえる。基礎数値が測定できない場合（非上場株式、常に売買されない商品等）には、時価の算定もできなくなる。

オプションの場合は、行使が確実にないため、数理的評価モデルは裁定機会の存在によって確保されておらず、確率論と正規分布に頼ることになる。実務上の問題となるのは、ボラティリティの算定である。とくにボラティリティが急激に変動している場合、最大の注意が必要である。

以上のことが十分に考慮されておれば、信頼性の高い財務諸表を作成できるであろう。大手銀行や証券会社等でないと数理的評価モデルが使用できないという意見もあるが、デリバティブを活用する能力があれば、その価値を算定する能力もあるはずという考え方が妥当であると思われる。IAS39お

32) 日本銀行『金融経済月報』のデータに基づく。

よび SFAS133 は、数理的能力がないことを理由にしてデリバティブの時価評価を避けることを一切認めていないが、「金融商品指針」はこの点について明確でない。

(二) 割引計算—先渡取引の特例

上場デリバティブと非上場デリバティブとの違いの一つは、上場デリバティブについて日々値洗制度 (daily settlement system) があり、非上場デリバティブの場合に決済は当事者の同意によって行われている。そのことは、このデリバティブの相場によって計算された債権債務を現在価値まで割り引く必要があるか否かを判断するのにきわめて重要である。

例えば、A社は3月1日に6月30日を期日とする\$1,000,000の先物を東京金融先物取引所で1\$/¥120のレートで買った(ロング・ポジションをとった)とする。3月31日にこの先物のレートは1\$/¥125となったから、A社には取引所に対して¥5,000,000の正味債権が発生した。A社は、その契約の満期日は6月30日であるにもかかわらず、3月31日に相殺先物の売りによって(ショート・ポジションをとることによって)自身のポジションを差金決済することができる。この場合、A社は、3月31日に取引所から¥5,000,000を受け取ることになる。この先物契約の時価は、¥5,000,000であり、これを現在価値まで割り引く意味はない。

他方、A社は、B銀行から3月1日に同じ条件の先渡を買ったとする。3月31日にA社はC銀行にこの先渡を売ることによって、同額の¥5,000,000の利益を実現した。ただし、先渡取引は、先物取引と違って、原則として満期日までの何らかの支払を必要としない。したがって、A社は、3月31日にこの先渡を売ったが、その対価の受取を6月30日まで待たなければならない。あるいは、3月31日にC銀行から対価を受けられるが、割り引いた金額しか受け取れない。したがって、3月31日における時価は、¥5,000,000ではなく、それを現在価値まで割り引いた金額である。

結論として、市場相場があってもその相場によって対価をただちに受け取れ

ない場合には、市場相場によって計算された金額をさらに現在価値まで割り引く必要がある。ただし、このような場合は、一般的に先渡取引に限られる。先物取引は日々値洗制度があり、スワップおよびオプションもその現在価値に基づき即金支払が原則である。したがって、それらの相場によって計算された債権債務をさらに割り引くことは不要である。

先渡取引を時価評価する際に、その相場によって計算された債権債務を割り引く必要があるということについて、SFAS133だけが明確に定めている³³⁾。IAS39は、先渡取引の時価評価について直接に何も述べていない。ただし、時価が「金融資産の売却によって期待される対価」³⁴⁾であると定義されていることからすれば、IAS39においても先渡から発生した債権債務を割り引く必要があると考えてもよいであろう³⁵⁾。

「金融商品指針」は、市場性のあるデリバティブに対して、その気配値の使用を求めている。この気配値によって計算された債権債務を割り引く必要があるか否かについて、「金融商品指針」では明らかにされていない。さらに、「金融商品指針」の設例19においては、先物か先渡かを明確にしないで為替予約の会計処理が挙げられ、債権債務の割引が行われていない。したがって、「金融商品指針」の下では、割引をしなくてよいと解釈できるであろう³⁶⁾。

(三) 割引計算—信用リスクと割引率

デリバティブ評価モデルにおいては、企業の資金コストを表す割引率が用いられる。この割引率は、市場状況および企業の信用格付けによって決定されねばならない。ここで問題になるのは、企業格付けの変更によって発生する評価額である。

例えば、A社（信用格付けA+）には、金利スワップによって5%（格付け

33) SFAS133, para. 319, 540.

34) "...fair value of the financial asset...is determined by the amount that it expects to receive from such a sale" (IAS39, para. 98).

35) 例えば、IAS39 Q&A, answer 158-5を参照。

36) 「金融商品指針」, 102項, 設例19。

A+に相当する割引率)で割り引いた正味負債がある。ただし、経営の問題等によってA社の格付けがBBBまで下がったとすれば、A社の債権者はこの高くなった信用リスクに対して高いリターンを求めることになり、これに相当する割引率が8%となった。A社は、新しい8%で金利スワップ負債を再評価することによって、この負債の現在価値が低下し、評価益が出てしまう。企業状況が悪化したにも拘らず評価益が発生する現象は、会計的には奇妙なことと思われる³⁷⁾。

この問題に対する解決は、会計実務においていまだ存在しない。FASBは、この場合の会計処理を検討中であり、SFAS133においては何らかの指針の提示を控えることとした³⁸⁾。したがって、SFAS133によって、デリバティブを取得した以降に時価評価するときは、企業は自らの信用リスクの変化を無視することができる。具体的に、上記のA社は、スワップの満期日まで5%で割り引くことによってその時価を計算することが許されるが、新たなデリバティブを取得したときは、8%の割引率を適用しなければならない。

IAS39 para.100は、時価を算定するときに信用リスクの加味を必要とするから、信用格付けの変化の影響を認識しなければならないと解釈してもよいであろう。

「金融商品指針」は、「企業自体の信用リスクは、原則として、時価評価に当って加味する」と規定している³⁹⁾。例外はどこにも設けられていないから、「原則として」という表現の意味は不明である。福島良治によると、「…自社の信用リスクをどうそこに反映させるのかという議論に対して、我が国では確たる回答が出されていない…。この時価会計への信用リスクの適用「原則」は、当面の間は対応できれば「望ましい」という基準に変更すべきであろう⁴⁰⁾。

37) 例えば、「企業会計」2000, No.12, 福島良治, 「デリバティブ取引の実務から見た金融商品会計実務指針について」, pp.120-121を参照。

38) SFAS133, para.316.

39) IAS39, para.100. 「金融商品指針」, 103項。

40) 「企業会計」2000, No.12, 福島良治, 「デリバティブ取引の実務から見た金融商品会計実務指針について」, p.120-121。

(四) 付随費用

付随費用の会計処理については、各分析対象基準が異なる見解を示している。

IAS39は、デリバティブ取引の締結の際に付随費用をその取得原価に計上することを求めている。取得時以降の時価評価において、デリバティブの売却に付随する予定費用を考慮に入れてはならない。当初に計上された付随費用は結果的に取得時以降に行われる最初の時価評価のときに、結果的に評価損に振り替えられてしまうことになる⁴¹⁾。

「金融商品指針」は、逆に当初の付随費用を当期損失として処理することを要求している。さらに、時価評価のときも、売却時の予定付随費用は加味されない⁴²⁾。

例1：

(前提条件)

A企業は、東京金融先物取引所において2001年3月28日に2002年5月限月を期日とする1\$/¥120のレートで額面\$1,000,000の先物を売建てた。約定の際にブローカーに¥50,000の手数料を支払った。2001年3月31日の決算日においては、同様な契約の先物レートには変動がなかったため、当該先物の時価は¥0であった。

(会計処理 - IAS)

	借 方		貸 方	
2001年3月28日	通貨先物	¥50,000	現 金	¥50,000
2001年3月31日	通貨先物評価損	¥50,000	通貨先物	¥50,000

41) IAS39, para.66; IAS39 Q&A, answers 66-1 and 66-2.

42) 「金融商品指針」, 58項, 101項。

(会計処理－「金融商品基準」)

2001年3月28日	金融手数料費用	¥50,000	現	金	¥50,000
2001年3月31日	仕訳なし				

SFAS133は、付随費用の加味について何も述べていない。ただし、上場デリバティブの場合、その市場相場を時価とすることが求められているから、取得時以降の時価評価のときに見込まれる付随費用を加味しないことが妥当であると思われる。したがって、SFAS133は上記の会計処理をいずれも認めているといえるだろう⁴³⁾。

(五) 市場阻害要因 (blockage factor)

市場阻害要因とは、市場全体と比べてデリバティブ契約多数を所有しているとき、これを全部処分すれば市場価格の変動によって発生する割引あるいは割増をいう。例えば、A社は、石油先物の1000契約をもって、市場相場によって計算された一つの契約の時価は¥10,000であるから、普通の場合にそのポジションの時価は¥10,000,000(債権)となる。ただし、石油先物市場の建玉が1500契約であるとすれば、A社が所有しているポートフォリオは、市場建玉の2/3を占めている。このポートフォリオを全部処分すれば、先物価格の低下によってその対価として¥9,000,000しか受け取れない。これによって発生した¥1,000,000の割引金額は、市場阻害要因である。

逆に、このポートフォリオは、石油現物市場のかなりの部分を代表するものとして、満期日において石油市場に対するある程度のコントロールを与えることを可能とする場合、割増が発生する場合もありうる。例えば、このポートフォリオは、満期日に現物石油市場の半分を買う権利を与えるなら、¥11,000,000でこれを買いたい相手がある場合、処分によって¥1,000,000の割増を受け取ることができる⁴⁴⁾。

43) SFAS107, para. 5-6.

44) ただし、大抵の国ではこのような行為が法的規制の対象となっている。

この市場阻害要因の会計上の取扱については、SFAS133は、これを時価に加味することを禁止している。この理由としては、市場阻害要因を合理的に算定することが困難であり、主観的な判断に任せるよりほかはない等が挙げられている⁴⁵⁾。IAS39も同様である⁴⁶⁾。「金融商品指針」103項は、「流動性リスク等に重要性があれば考慮する」と指摘しているが、市場阻害要因を考慮にいられてもいかはつきりいえないであろう。

六) 証拠金の会計処理

証拠金とは、取引所でデリバティブを取得するとき、および日々値洗制度による調整に際して、取引所に預けねばならない証拠金である。自己ポジションの価値が低下すれば、追加証拠金を差し入れることになり、逆にポジションの価値が上がれば、証拠金を引き出すことができる。欧米では証拠金の一部を現金で預けねばならないのに対して、日本では証拠金全額を有価証券で差し入れることができる。欧米の取引所は証拠金の残高に対する利息を支払うのが一般的であるが、日本の先物取引所ではこのような利息を一切支払わない⁴⁷⁾。

例 2 :

A社は、東京金融先物取引所において3月15日に1\$/¥125でドル先物契約(額面\$50,000)を買建てたとしよう。当初証拠金は¥625,000であり、維持証拠金は¥460,000である。毎営業日の終了時点において、取引所はA社のポジションを時価評価し、評価損を証拠金残高から引き、評価益を証拠金残高に加えることによって、仮決済を行っている。証拠金残高は、維持証拠金のリミットを下回ると、A社は当初証拠金の水準まで追加証拠金を翌営業日の午前11時までに差し入れねばならない。引出可能な証拠金は翌営業日に引き出されて

45) SFAS133, para. 315.

46) IAS39, para.99; IAS39 Q&A, answer 100-1.

47) 詳しくは、TIFFE Q&A, The Tokyo International Financial Futures Exchange, July 1999を参照。

いると前提される。A社は、3月25日に1\$/¥127のレートで反対売買によって差金決済を行った。この場合のキャッシュ・フローは次の通りになる。

日付	先物レート	先物の時価 (+資産/-負債)	時価評価 差額	証拠金の差入れ (+)/引出(-)	証拠金の 残高
3月15日	125	0	0	625,000	625,000
3月16日	124	- 50,000	- 50,000	0	575,000
3月17日	122	- 150,000	- 100,000	0	475,000
3月18日	121	- 200,000	- 50,000	0	425,000
3月19日	120	- 250,000	- 50,000	200,000	575,000
3月22日	123	- 100,000	+ 150,000	0	725,000
3月23日	126	50,000	+ 150,000	- 100,000	775,000
3月24日	126	50,000	0	- 150,000	625,000
3月25日	127	100,000	+ 50,000	0	675,000
3月26日	-	-	-	- 675,000	0

証拠金として差し入れられた資産の金額は、デリバティブから発生した正味債務金額との相関性が高い。それで、会計上、この証拠金を資産として開示するか、あるいはデリバティブ債務と相殺して開示するか問題になる。逆に、当初証拠金以上の金額を引き出した場合、デリバティブ債権との相殺を認めてよいかという議論の余地もあるであろう。

ただし、相殺を認める考え方には、次の二つの主な欠点がある。

- 最近、証拠金額はポートフォリオ全体でどれくらいのリスクを抱えているかに応じて決定されることが原則である（いわゆるSPAN制度 - Standard Portfolio Analysis of Risk）から、デリバティブの保有者にとって証拠金を個々のデリバティブに配賦することがかなり困難である。
- 有価証券を証拠金として差入れた場合、その保有収益はあくまでデリバティブの保有者のものである。したがって、これらの有価証券を計上しないのは不合理であろう。

以上の欠点から、証拠金を担保資産として処理することがより合理的である

と思われる。IAS39Q&Aでは、証拠金を担保資産として処理しなければならないと指摘されている⁴⁸⁾。SFAS133は、デリバティブ契約数に市場相場をかけて時価を計算すべきであると定めているので、証拠金を時価の調整項目として許さないと解釈してもよいであろう⁴⁹⁾。「金融商品指針」は、この問題について何も述べていない。

SFAS133およびIAS39Q&Aの会計処理を採用すると、例2に示されている取引の会計処理は次の通りになる。

	借 方		貸 方	
3月15日	先物差入証拠金	¥625,000	現 金	¥625,000
3月16日	通貨先物評価損	¥ 50,000	通貨先物	¥ 50,000
3月17日	通貨先物評価損	¥100,000	通貨先物	¥100,000
3月18日	通貨先物評価損	¥ 50,000	通貨先物	¥ 50,000
3月19日	通貨先物評価損	¥ 50,000	通貨先物	¥ 50,000
	先物差入証拠金	¥200,000	現 金	¥200,000
3月22日	通貨先物	¥150,000	通貨先物評価益	¥150,000
3月23日	通貨先物	¥150,000	通貨先物評価益	¥150,000
	現 金	¥100,000	先物差入証拠金	¥100,000
3月24日	現 金	¥150,000	先物差入証拠金	¥150,000
3月25日	通貨先物	¥ 50,000	通貨先物評価益	¥ 50,000
3月26日	現 金	¥675,000	通貨先物	¥100,000
			先物差入証拠金	¥575,000

ここで注意すべきは、東京金融先物取引所のルールによって計算された実質証拠金残高は、会計勘定の残高と一致しないことである。例えば3月25日には、会計上の差入証拠金勘定（¥575,000）と当該デリバティブ勘定（¥100,000）

48) IAS39 Q&A, answer 15-2.

49) SFAS107, para. 5-6; SFAS133, para. 315.

の合計額は、取引所の実質証拠金残高（¥675,000）に等しいのである。

(七) 評価差額の会計処理

(I) 含み利息

分析対象基準はいずれも、デリバティブの時価評価によって発生した差額について、ヘッジ会計の要件が満たされない限り、当期損益として処理することを求めている⁵⁰⁾。ここで問題になりえるのは、評価差額に含まれている①利息収益（費用）、②外貨建デリバティブから発生した為替差額の会計処理である。

企業は、デリバティブ取引から発生した正味資産あるいは負債を直ちに差金決済することによって、実現された金額を再投資することができる。企業がただちに差金決済しないときには、その継続保有によって市場利子率以上の利得が期待されているはずである。この場合、デリバティブの継続保有コストとは、市場利子率である。市場利子率は、プレミアムを支払ってデリバティブを取得した場合には実質費用、デリバティブによって発生する正味資産あるいは負債はデリバティブの時価評価することによって発生した場合には機会費用を表している。これらの利息収益・費用を評価差額と区分して処理する方法（区分処理）と区分しない方法（一括処理）が考えられる。

例3（デリバティブは資産である場合）：

B社は3月31日の時点において6月30日を期日とする通貨先物（額面\$50,000）の売りポジション（約定日に米ドルを売るポジション）をもっているとしよう。この先物の行使レートは¥126であり、3月31日における当該先物レートは¥125であった。したがって、この先物の時価は¥50,000（資産）である。

B社において3月31日には2つの選択肢がある。一つ目は、差金決済をし

50) SFAS133, para. 18 (a) ; IAS39, para. 103 (a) ; 「金融商品基準」, 第三・四。

て、¥50,000を受け取り、6月30日まで2%金利付銀行預金に預けることである。二つ目は、満期日までこの先物を保有することである。二つ目の決定にすると、銀行預金利息は犠牲になり機会費用と呼ばれよう。

換言すれば、デリバティブの継続保有の決定は、¥50,000を現金によって投資する決定と同じ経済的な意味をもっている。それで、デリバティブに投資した場合、他の金融商品と同様に利息収益と利息費用を認識してもいいのではないかという考え方もある。そうすると、先物に投資された¥50,000は、少なくとも2%の利息収益を生じさせるべきと考えれば、当該先物の6月30日の満期日までのみなし利息収益は¥250となる ($=50,000 \times 2\% / 4$)。

区分処理の場合、その¥250が利息収益として、残りの分が評価差額として処理されることになる。例えば、6月30日において当該先物レートは¥124になったとすれば、時価が¥100,000となり、差益¥50,000のうち¥250は利息収益で、残りの¥49,750は評価差額である。

	借 方		貸 方	
6月30日 (区分処理)	通貨先物	¥50,000	通貨先物評価差益	¥49,750
			利息収益	¥ 250
6月30日 (一括処理)	通貨先物	¥50,000	通貨先物評価差益	¥50,000

逆に、6月30日において当該先物レートは¥125.2になったとすれば、この時価は¥40,000に下がり、¥10,000の差損は利息収益¥250と評価差損¥10,250からなっているものとして処理される。

	借 方		貸 方	
6月30日 (区分処理)	通貨先物評価差損	¥10,250	通貨先物	¥10,000
			利息収益	¥ 250
6月30日 (一括処理)	通貨先物評価差損	¥10,000	通貨先物	¥10,000

デリバティブは正味資産ではなく正味負債であっても同様な考え方をとることができる。

デリバティブは利付き金融商品であるか無利子金融商品であるかという議論は、会計上あまり進んでいない⁵¹⁾。支配的考え方は、デリバティブの価格と市場利子率との関係は線形でないため、利息を評価差額から区別する意味がない。さらに、区分処理を適用するため、現在の会計慣行が採用している取得原価をベースとした方法ではなく、時価ベースに基づいた方法⁵²⁾の適用が必要となっている。利息を時価ベースに計算することがJWG基準案で提案されているが、分析対象基準ではまだ採用されていない。

(II) 含み為替差損益

分析対象基準はいずれも、時価のある外貨建デリバティブ（外貨で決済されるデリバティブ）に対して、当該時価を外貨で算定してから期末日レートで換算することを求めている⁵³⁾。時価が合理的に算定できないデリバティブについては、取得日レートを適用しなければならない。したがって、期末日レートによって換算されたデリバティブの評価差額には、為替レートの変動によって発生した為替差損益が含まれている。つまり、外貨建デリバティブの価値は、①外国市場における相場の変動、および②その外貨の為替レートの変動によって変化する。①と②が反対動向に変化しているときは、相殺効果が発生するようになる。会計上の問題は、その相殺を認めてもよいかという点である。

51) この議論が行われている場所として、JWG基準案のBasis for Conclusions, 6.51-6.54を参照。

52) 具体的に、現在満期利回り法（current yield to maturity basis）と現在市場期待法（current market expectation basis）がある。これらの方法の説明は、JWG基準案のApplication Supplement, para. 382-389を参照。

53) SFAS52, para.16;IAS21, para. 11 ; 「外貨建取引等会計処理基準」, 一・二・(1)・④。

例 4 :

B社は2月1日に(為替レート1 \$ / ¥125), 証券会社に委託してNYM (New York Mercantile Exchange) で1バレル当り \$ 26の価格で原油先物を買建て(1標準契約は1000バレル), 3月31日の決算日(為替レート1 \$ / ¥126)において当該先物価格は \$ 24まで低下した。決算日においてこの先物の時価は、
 $(126 * 24 - 125 * 26) * 1000 = -226,000$ である :

(一括処理)

	借 方	貸 方
2月1日	仕訳なし	
3月31日	原油先物評価損 ¥226,000	原油先物 ¥226,000

(区分処理)

	仕訳なし	
2月1日	仕訳なし	
3月31日	原油先物評価損 ¥250,000 (= $(24 - 26) * 125$) * 1000	原油先物 ¥250,000
	原油先物 ¥24,000 (= $(126 - 125) * 24$) * 1000	為替差損益 ¥24,000

為替差損益の区分処理について、分析対象基準は異なる見解を示している。SFAS133は、すべてのデリバティブをSFAS52 “Foreign Currency Translation” の範囲から除外することによって、結果的に一括処理を求めている⁵⁴⁾。企業会計審議会が公表した「外貨建取引等会計処理基準」も、原則としてデリバティブに対する区分処理を許していない⁵⁵⁾。IAS39では、デリバティブを貨幣性項目として分類すると、IAS21 “The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates” が定める区分処理が必要になる⁵⁶⁾。ただし、デリバティブ

54) SFAS133, para. 527; SFAS52 (as amended by SFAS133), para. 14A.

55) 「外貨建取引等会計処理基準」, 一・二・(2)。

56) IAS39, para. 78, 94.

が貨幣性項目（IAS21の定義によると「固定または決定可能な額の通貨で決済される資産または負債」）に該当するのか否かという議論がいまだいずれにおいても展開されていない。

どちらの会計処理が最も望ましいとは簡単に言えないが、会計実務における為替レートの変動の影響が伝統的にその他の損益から区分され開示されてきたということに鑑みると、外貨建デリバティブについて例外を設ける論拠は見出し難いと考えられる。

あとがき

デリバティブの範囲および原則処理について、分析対象基準は比較的調和のとれたものとなっている。ただし、通常売買取引除外、時価評価の具体的な手続、評価差額のうちに利息と為替損益を表している部分の会計処理についてのガイダンスが、議論の余地を残していると言えよう。財務諸表利用者にとっては、デリバティブに関する会計情報が有用であるために、以下の問題が解決されねばならない。

- 包括的定義を採用している分析対象基準は、さらに具体的解釈を要する。基準自体が調和されても、解釈が異なれば比較可能性を損なうがゆえに、解釈を調和させる必要もある。
- 通常売買取引をどこまで除外するかという問題に関わって、長期契約の場合にデリバティブとして処理することが合理的であろう。
- 「金融商品基準」は自己資本デリバティブを負債として処理することを求めているが、これらを時価評価すべきであるかが明確にされていない。
- 「金融商品指針」において、「取引慣行が成熟していない」あるいは「時価が合理的に算定できない」の用語の意味が不明確である。このことについて、一定の解釈を提供し、その適用の統一性を確保する必要がある。
- 時価が測定しがたい場合（基礎数値が不明、あるいはオプションのボラティリティの変動が激しい場合）に、一定の許容範囲を会計基準において明

示する必要がある。

- デリバティブは利付き金融商品であるか無利子金融商品であるかを決定したうえで、デリバティブの時価評価の際に含み利息の適切な会計処理を検討する必要がある。
- 外貨建デリバティブの時価評価にあたって、為替差損益の区分処理について検討すべきである。

上記の問題が各会計基準設定機関においてできるだけ迅速に検討されることを望む。これにより、デリバティブに関する会計情報の有用性が高まるであろう。